



あなたの子育てをサポート 育児Q&A

子育てのポイント 11 —テレビと子ども—

Q 4歳の男の子ですが、テレビやビデオ、テレビゲームが大好きで時間もだんだん長くなってきました。おとなしく遊んでくれている間に家事もできるので、気になりながらもついそのままにさせてしまいます。どうしたらいいのでしょうか？

A テレビは、知識を豊かにしたり視野を広めたり情報を得るのにとともに便利で日常生活になくてはならないものになっています。4歳ともなれば自分で好きな番組を選んで流行しているヒーローものを見たり、ゲームにもだんだん関心が出てくる年齢です。

しかし、映像を長時間見続けることは一方的な刺激だけを受けることになり、思考力や想像力、集中力、コミュニケーション能力にも影響を及ぼすといわれています。また視力が落ちる心配や、食事などの時間が遅くなって生活時間が乱れる心配もあります。時にはテレビのスイッチを切って親子で体を動かして遊んだり絵本を読んだりする時間も大切にしましょう。「ノーテレビデー」を作って大人もテレビ漬けの生活を見直してみるのもいいでしょう。また、親子でテレビやビデオ、ゲームについて話し合い、約束ごとなどを決めて上手につき合うことが望ましいですね。



すこやか子育て相談センター (一宮保育所内) ☎27-2241
テレフォンサービス 1人で悩まないでご相談ください！
ふれあい保育サービス あなたの地域に保育士が出張！



スポット情報



対象 市内に住む小中学生
おもな活動日 火・木曜日
 午後2時～5時、土曜日
 午前9時～正午
おもな活動場所 勝北公民館、勝北文化センター
申込・問い合わせ先 教育委員会勝北分室 ☎36-7036

おしえてエコロジイ

ごみ処理は責任を持って

野外での焼却(野焼き)は禁止！

「少しだから」と紙くずやプラスチックなどのごみを安易に燃やしていませんか。一部の例外を除いて、ごみを野外で焼却することは法律で禁止されています。家庭用の焼却炉でごみを燃やすことも禁止されています。

野焼きの煙は悪臭や大気汚染の原因となり、周辺の人々にもたいへんな迷惑です。また、焼却温度が300℃程度にしかならず、ものによってはダイオキシン発生の原因になるともいわれています。

野焼き禁止のおもな例外

- 落ち葉たきなど日常生活で行われる軽微なもの
- 焼き畑、あぜ草焼きなど農林業を営むためのもの
- とんど焼きなどの風俗習慣・宗教上の行事など

不法投棄も「もつてのほか」

ごみを河川や道路、山林、畑などに不法に捨てる「不法投棄」も大きな社会問題になっています。最近、市内ではアスベストを含む建材の不法投棄も発生し、ごみ処理のモラルが問われています。ごみは責任を持って適正に処理しましょう。

野焼き・不法投棄は1千万円以下(法人は1億円以下)の罰金、もしくは5年以下の懲役。不届き者には厳しい罰が待っているぞよ。



問い合わせ先 環境生活課 ☎32-2055 (野焼き)、環境事業課 ☎22-8255 (不法投棄)



Spot.11 勝北っ子元気ッズひろば (勝北地域)

元気な子ども、集まろう!

子どもたちは地域の宝。「勝北っ子元気ッズひろば」では、心豊かでたくましい子どもたちを多くむために、放課後や週末に公民館や文化センターを利用し、小中学生を対象に子どもの居場所作りをしています。

活動は、パソコン、手話、お花、大道芸、風神太鼓、銭太鼓、ネイチャールゲーム、ニュースポーツと様々。講師は地域のボランティアによって運営されています。子どもたちは年間登録(随時受付)をしておけば、いつでも好きなときに参加することができます。

現在、1番人気があるのは「パソコン教室」。この日、参加していた木元滉佑くん(新野小学校1年)はペイントソフトのシール張りがお気に入りだそうです。「ここはにぎやかで、パソコンの練習や工作ができるので、来るのが楽しみ」と話してくれました。

「インストラクターの経験上、小学生を対象にしたパソコン教室は指導す



るうえで難しく感じることもあります。少しでも楽しく教室での時間を過ごせるようにと試行錯誤の連続ですが、十分にやりがいを感じています」とはボランティアで講師をしている小野淳矢さん。

「この元気ッズひろばで地域の大人やほかの学校の子どもたちのかかわりあいによって、人とふれあうことの喜びを感じたり、思いやりの心を磨いたりしてくれば、と願っています」と子どもたちへの思いも話してくれました。

違う年齢の子どもたちといるいろいろな体験ができる「勝北っ子元気ッズひろば」。地域の人に見守られて、大きく成長してほしいですね。



“お金を貸すための保証金”にご注意!

事例 「ブラックリストに載っている人でも、お金を貸します!」というはがきを送られてきました。連絡先に電話をかけると「お金を貸すための保証金として先に1万円振り込んでください」と言われたので振り込みましたが、お金は貸してもらえず連絡が取れなくなっていました。



実在の金融機関や貸金業者などをかたって、はがきやチラシ、電話などで融資を誘いかけ、実際には融資せずにその保証として現金をだましとる行為(融資保証金詐欺)についての相談が増えています。

正規の貸金業者は融資を前提にお金を振り込ませることはありません。特に有利な条件を宣伝する業者には、気をつけてください。

例:「今回ご案内の届いた人に限り、350万円までご融資」、「90日間無利息」、「固定金利0.7%」、「審査済みなのですぐ融資する」など

注意

- ◆ 「すぐ融資」などの有利な条件の甘いわなに引っかけられないように気をつけて
- ◆ 「お金を貸します」といった内容の勧誘先に電話をかけてしまい保証金などを要求された場合は、すぐに振り込まないで相談を

岡山県消費生活センター…… ☎ 086-226-0999
 県消費生活センター津山分室…… ☎ 23-1247
 津山警察署…… ☎ 25-0110

問い合わせ先 環境生活課 ☎ 32-2056